

「接続料の算定等に関する研究会（第31回）」 ヒアリング資料

NTT
docomo

2020年 4月24日

I 「卸契約」に対する当社の考え

II 音声接続による代替性の確保

III 指定設備卸役務への必要な措置

「卸契約」に対する当社の考え

多様な要望に応じた柔軟な条件で提供することが、
多様な新サービスを開花させるために重要



自由な卸契約こそが、イノベーションを加速させ、市場を拡大

I 「卸契約」に対する当社の考え

II 音声接続による代替性の確保

III 指定設備卸役務への必要な措置

音声接続提供に向けた当社の取り組み

MVNO委員会と協議の結果、仕様や条件を含めて概ね代替性があるとの評価をいただいている

MVNO委員会の提示した音声接続に係る課題

課題解決の方向性

<p>① MNO各社における対応可否</p>	▶	<p>当社は、音声接続の実現に向けて真摯に対応</p>
<p>② 実現時期（現在の市場環境のスピード感から遅くとも6ヶ月以内での実装を要望）</p>	▶	<p>開発仕様について合意 前倒し開発によって早期に実現（年内リリース）</p>
<p>③ 網改造料の水準</p>	▶	<p>網改造料ではなく、接続料で対応可 (MVNO委員会のご意見も伺い過度な負担とならない方法を検討)</p>
<p>④ 2025年のPSTNマイグレーションを踏まえた将来的な提供計画</p>	▶	<p>IP網へのマイグレ以降も中継電話の仕組みを利用可能であり継続性を担保</p>
<p>+ a 【その他機能】 ・緊急通報、フリーダイヤル等 ・着信</p>	▶	<p>当社から卸提供 (MVNOから接続による実現要望があれば、対応する考え)</p>

音声卸料金の見直し

音声接続の提供に加え、MVNOからの要望や市場の環境変化を勘案し、音声卸料金を見直す考え

MVNOからの要望

市場の環境変化

総務省委員会等の議論

音声接続も選択可能

音声卸料金の見直し

MVNOが、中継方式によらず、
卸により市場競争力を有した音声定額を
実現可能な水準

音声接続による代替性を現時点で確保

MVNO委員会との協議を踏まえ既に開発に着手しており
音声接続による代替性は現時点で認められるべき

当事者間の合意に基づく
接続機能の提供（開発着手済）



卸契約の適正化

音声卸料金の見直し

卸交渉の適正化

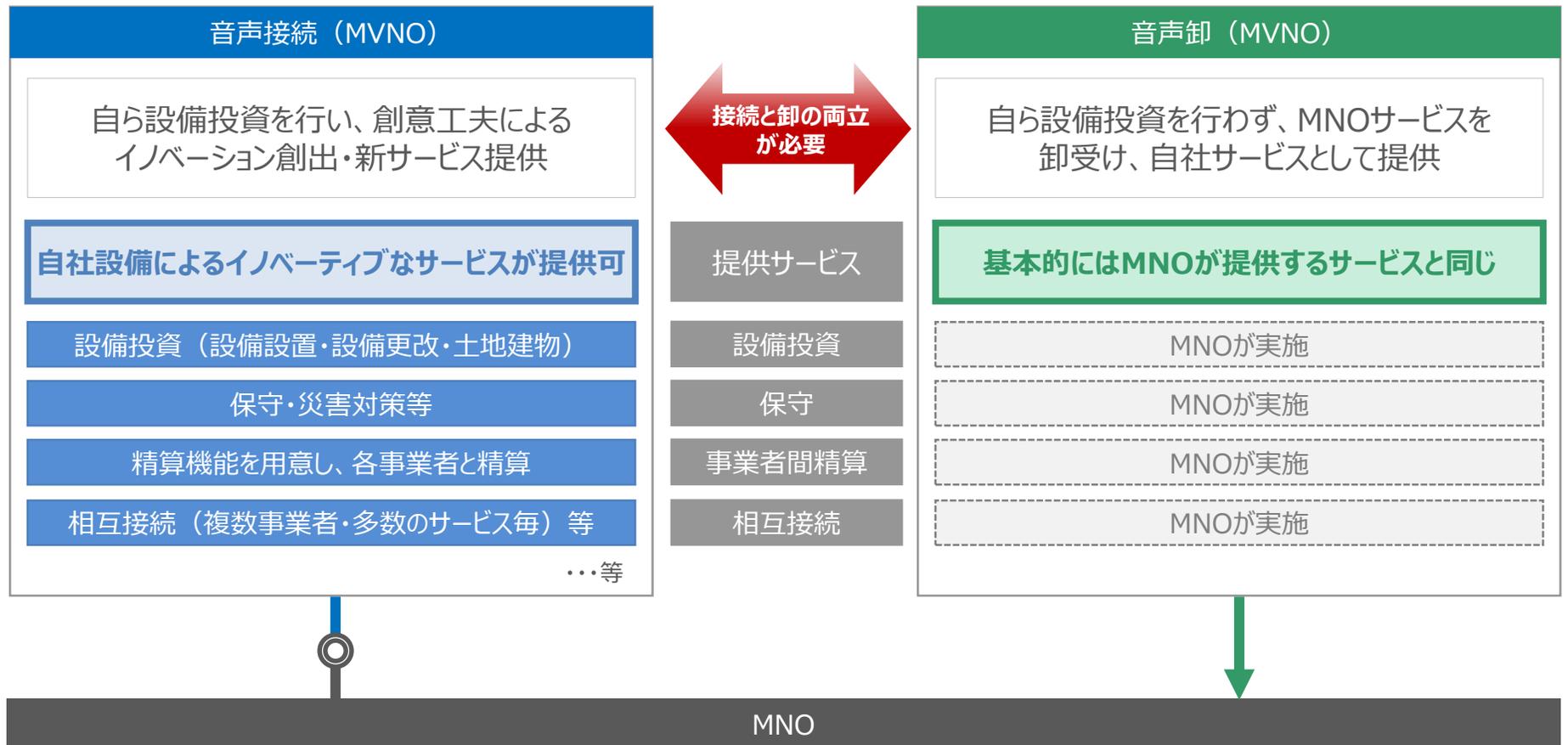
I 「卸契約」に対する当社の考え

II 音声接続による代替性の確保

III 指定設備卸役務への必要な措置

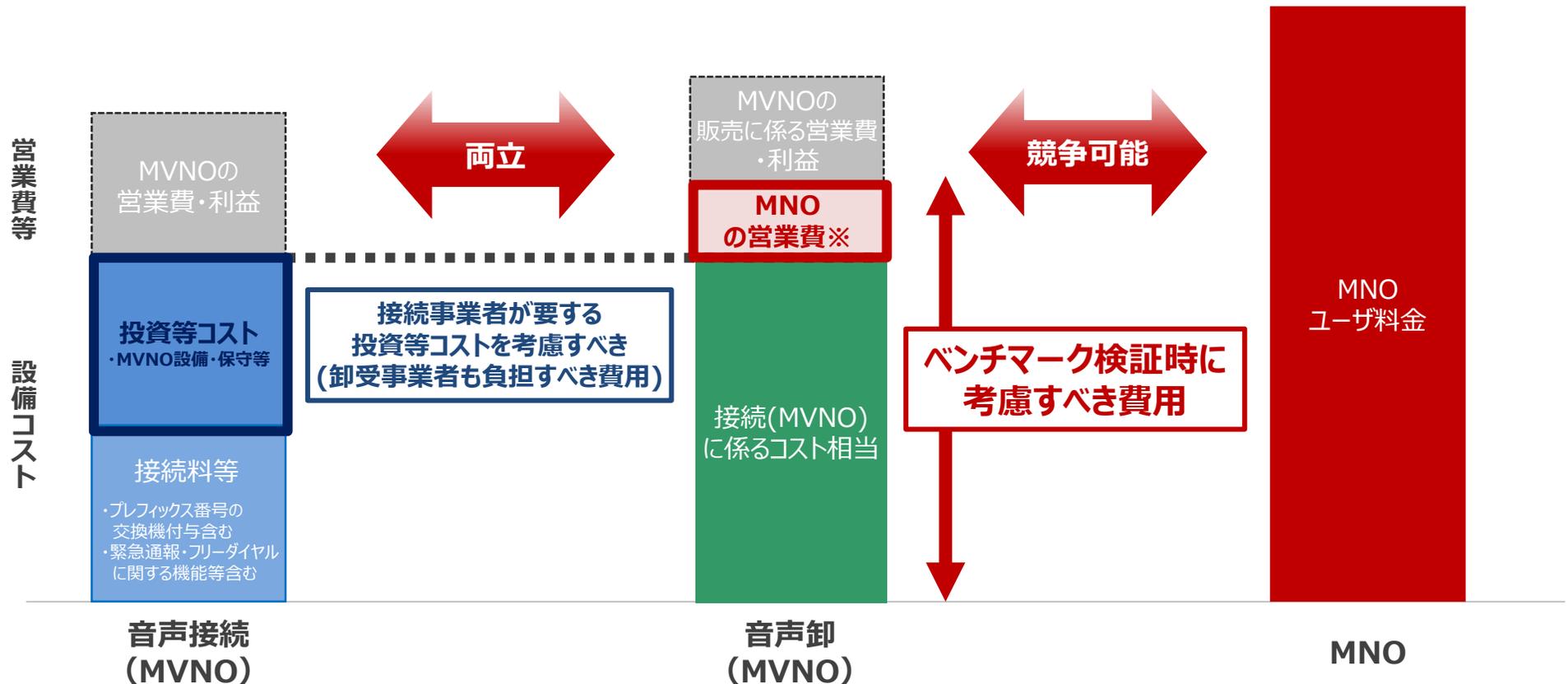
MVNO間の公正競争確保

MVNO間の公正競争を確保する観点から 接続と卸の両立が必要



公正競争の確保を前提とした検証

ベンチマーク検証では、接続と卸が両立するよう
「接続における投資等コスト」と「卸の各種営業費」の考慮が必要



※ 音声卸に係るMVNOとの協議に要する稼働、音声卸サービスの提供及び管理に要する稼働全般に係る営業費等を想定

APPENDIX

項目		回答
1	卸役務の契約締結の手続きや契約内容等について公正競争確保の観点からガイドライン等により明確化が必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 当社は、MVNOの新規参入に際しての予見可能性を高める観点から、卸電気通信役務に関する標準プラン（標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件）や申込みに係る手続き等を卸約款化し情報開示しております。 ✓ ただし、卸約款の内容にかかわらず、卸契約においては、事業者間の合意に基づく多様な料金や提供条件での個別契約を妨げるものではありません。 ✓ 接続協定方式と卸契約では制度上の位置づけが異なっているにも関わらず、両契約形態を比較し、事業者間の合意に基づく契約が前提とされる卸契約において画一的な接続約款と同等の対応を求めることは、当事者間の自由な契約の妨げになる虞があると考えます。 ✓ 当社は、MVNOから卸約款等に関する条件の見直しについて要望を受領しておらず、公正競争上の問題はないと考えますが、仮にMVNOから要望がある場合には、卸契約の原則に基づき、まずは事業者間協議に委ねるべきと考えます。
2	一定の指定設備卸役務の提供条件等について適切に実態把握する方法	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業者間の合意に基づく自由な契約が前提である卸契約においては、パートナーとの連携において届出義務が足枷になる等の課題があることから、事業者間の創意工夫の妨げにならないよう、過度な規制を行うことがないよう十分にご留意いただくことを要望します。
3	その他指定設備卸役務の透明性・適正性・公平性の確保に必要なルール	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 卸契約については、事業者間の合意に基づく自由な契約が認められていることから、過度な規制により画一的な対応を求めることがないよう要望します。

項目		回答
4	卸料金の適正性検証の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 当社は、音声接続について、MVNO委員会と複数回の協議を実施しており、当社交換機における開発の仕様、開発費の負担方法、実現時期、PSTNマイグレーションへの対応、その他機能（緊急通報等）を含めて概ね代替性があるとの評価をいただいております。 ✓ 当社は、MVNO委員会との複数回の協議結果を踏まえ、音声接続の提供に向けて既に開発着手していることに加え、音声卸料金の見直しを行う旨を公表しております。 ✓ 上述のとおり、MVNO委員会との合意に基づき音声接続を提供することは確定しており、適正な卸交渉が期待できることは明らかであることから、音声接続による代替性は現時点で認められるべきと考えます。 ✓ なお、個別の相对契約が認められている卸契約において、適正性検証に係る情報の公表は、当事者間の合意に基づく創意工夫の妨げになる虞や、重要な経営情報を開示することにもなり得ることから、慎重な議論が必要であると考えます。
5	ベンチマークを用いた検証の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 当社とMVNO委員会で協議を行い、接続約款に基づき音声接続が提供されることから、MVNOは音声接続と音声卸を選択可能です。 ✓ 音声接続を選択したMVNOは自ら設備投資を行い保守運用等含めて実施することにより、サービス提供を行うことになる一方、音声卸を選択したMVNOは接続対象となる設備を一切保有せず、MNO設備の運用も含め100%再販する形態となります。 ✓ 音声卸役務の料金を音声接続料金と同様の考えによることを前提とした場合、MVNO側で用意する必要がある設備費用の負担等をMVNOが免れる結果となり、本来は自由に設定できるはずの卸料金が低廉になるという逆転現象が生じることとなり、むしろ電気通信の健全な発達を阻害する虞があると考えます。 ✓ 仮にベンチマークを設定する場合には、音声接続を選択したMVNOに発生する費用についても適切に反映し、接続と卸が両立する形とすることが必須であると考えます。 ✓ また、音声卸役務に係る営業費等については、ベンチマーク設定時に、算入が認められるべきと考えます。
6	時系列比較による検証の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 時系列比較を行う場合でも、コストのみを切り出し、事業者の合意に基づく創意工夫及びその料金を否定することのないようご留意いただきたいと考えます。